

追加型投信/海外/その他資産

米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型) 為替ヘッジあり/為替ヘッジなし〈愛称:エネルギー・ラッシュ〉

2020年初来の運用状況と足下の下落について

データ基準日:2020年3月31日

- 本資料内ではファンドの名称について、米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型) 為替ヘッジありを「為替ヘッジあり」、米国エネルギーMLPオープン (毎月決算型) 為替ヘッジなしを「為替ヘッジなし」ということがあります。また、これらを総称して「当ファンド」、各々を「各ファンド」ということがあります。
- ・本資料は、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーのコメントを基に作成しております。

平素より、「米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジあり/為替ヘッジなし(愛称:エネルギー・ラッ シュ〉」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

2020年初来の運用状況と足下(3月5日~3月31日)の市場環境についてご報告致します。 今後とも、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

年初来の当ファンドの運用状況

2020年初来では、中流事業を手掛けるMLP等へ着目し、中でもキャッシュ・フローを見通しやすい銘柄群や、石油 化学プラント向けや輸出設備向けに需要が旺盛な天然ガス関連の銘柄群を選好しました。その結果、天然ガス、 天然ガス液の集積、処理、輸送などを手掛けるMLPであるウェスタン・ミッドストリーム・パートナーズや、天然ガス 中流事業などを手掛けるタルガ・リソーシズなどの保有銘柄が下落したことなどが当ファンドの基準価額にマイナスに 影響しました。

2月中旬以降は、中国を発端とした新型コロナウイルス感染症(以下、新型肺炎)の拡大が世界の経済活動に深刻 な影響を及ぼしつつあり、投資家心理が急速に悪化しています。また、産油国の協調減産交渉の決裂を受け、原油 価格が急落したことで、MLP市場を代表するアレリアンMLPトータルリターンインデックス(以下、アレリアンMLP 指数)は大きく下落し、当ファンドの基準価額は「為替へッジあり」、「為替へッジなし」ともに下落しました。

年初来の基準価額の推移

<為替ヘッジあり>

(期間:2019年12月30日~2020年3月31日) 2019年12月30日=100として指数化



足下の下落局面*における騰落率

基準価額(分配金再投資)

▲49 0%

<為替ヘッジなし>

(期間:2019年12月30日~2020年3月31日)



足下の下落局面*における騰落率

基準価額(分配金再投資)

▲ 49 4%

・基準価額、基準価額(分配金再投資)は、1万口当たりであり、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載し ています。・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。・* 下落局面の騰落率は、2020年3月4日と2020年3月31日の値を用いて計算しています。上記の指数は当ファンドのベンチマークではありません。指数については【本資料で使用している指数について】をご参照ください。

■上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。 また、税金・手数料等を考慮しておりません。

米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型) 為替ヘッジあり/為替ヘッジなし

足下(3/5-3/31)の市場環境について

【市場環境】

<MLP市場>

MLP市場を代表するアレリアンMLP指数は、3月5日から3月31日の期間を通して、下落しました。

3月上旬

- 前日比でアレリアンMLP指数は2020年3月6日に -7.1%、3月9日には-27.4%と大きく下落しました。 世界中で新型肺炎の感染が拡大を続けていること に加え、原油価格が3月6日に-10.1%、3月9日に -24.6%急落したことが下落要因となりました。
- 3月6日に石油輸出国機構(OPEC)とOPEC非加盟の主要産油国で構成される「OPECプラス」の会合で追加減産が合意できず、その後、週末を挟んでサウジアラビアが原油増産を決定したと報じられました。今回の会合で、ロシアがOPEC側が提示した減産強化に応じなかったことで、サウジアラビアが低価格によるシェア拡大を狙う戦略に出たと見られています。
- 新型肺炎の感染拡大の影響で原油需要が大きく減少する中での増産決定を受け、需給の大幅な悪化が懸念されたことが原油価格の急落要因となりました。こうした中、MLPの顧客である石油・天然ガス採掘企業等の川上企業の破綻懸念が強まったことなどからMLP市場は下落しました。これにより、アレリアンMLP指数の配当利回りは上昇し、2008年金融危機当時や2016年の原油急落時を超えて過去最高水準に達しました。

3月中旬以降

割安感などからアレリアンMLP指数は一時反発しましたが、一部銘柄が分配金の引き下げを発表したことなどが重しとなり、上値は限定的となりました。

く為替市場>

米ドルは対円で3月5日から3月31日の期間を通して、上昇しました。

- 為替市場においても、新型肺炎の感染拡大への懸念や原油価格急落を背景に、3月9日に米国株式市場をはじめとして世界的に株式市場が急落する中、投資家のリスク回避姿勢の動きなどから円が買われ、米ドルは対円で急落する展開となりました。
- 3月9日の急落後、米連邦準備制度理事会(FRB) による金融緩和や米政府による巨額の財政刺激策などが好感され、米ドルは対円で上昇しました。

MLP指数*の推移(米ドルベース)



* MLP指数=アレリアンMLPトータルリターンインデックス(課税前、米ドルベース)

商品市況



米ドル為替(対円)



■上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。 ■上記は過去の各市場の推移をお伝えするものであり、当ファンドのベンチマークではありません。指数については【本資料で使用している指数について】をご参照ださい。

米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型) 為替ヘッジあり/為替ヘッジなし

今後の市場見通しと運用方針について

【市場見通し】

<MLP市場>

- 新型肺炎の感染拡大が世界の経済活動に深刻な影響を及ぼしつつあり、投資家心理が急速に悪化しています。当面は各国が打ち出す感染症対策や景気刺激策の内容、世界の中央銀行による緊急対応といった材料に一喜一憂する展開が続き、変動性が高い市場環境が継続すると考えています。また、世界経済の牽引役である米国で感染が拡大する場合、株式市場やMLP市場においても一層の下値を警戒する必要があると考えます。
- 一方で、足下の金融市場の動向を見る限り、信用収縮の兆しは見えておらず、金融危機のような事態を想定する必要はないと考えています。2019年10-12月期の決算発表ではMLPの業績が概ね底堅く推移しました。また、MLPは過去数年にわたり財務体質の改善が進んでいます。
- 足下の原油価格の急落を受け、今後川上の採掘企業が設備投資計画の見直しに動く可能性が高く、財務状況の悪い川上企業については破綻の可能性も高まると考えられます。川上企業が設備投資予算を減額し、エネルギー生産量が減少するようなことがあれば、MLPが保有する中流インフラへの需要も減少し、中期的には業績への影響が顕在化する可能性があります。
- 一方で、MLPの顧客はエネルギー川上企業のみならず、公益企業や石油化学企業など様々な業態に分散されており、川上企業の動向のみがMLPの業績を決定づけるわけではありません。今回のサウジアラビアによる原油増産は、「需要減少下の増産決定」ということで過去に例がなく、エネルギー関連資産はパニック売りの様相を呈しています。ロシアの財政予算編成の前提がブレント原油で1バレル40米ドル程度と言われていますが、足下の水準ではロシア財政を圧迫することになり、今後姿勢を転換する可能性もあるといえます。混乱が収束するまで時間を要する可能性があるものの、利回りで見たMLPの割安感も過去例のない水準に達しています。

【運用方針】

当ファンドでは、中流事業を手掛けるMLP等へ着目し、中でもキャッシュ・フローを見通しやすい銘柄群や、石油化学プラント向けや輸出設備向けに需要が旺盛な天然ガス関連の銘柄群を選好する方針です。

(2020年3月31日現在)

市況の変動等により、上記の運用方針通りの運用が行えない場合があります。



【本資料で使用している指数について】

・アレリアンMLPトータルリターンインデックスとは、アレリアン社が算出するエネルギー関連のMLPの収益率(配当込み)を表す指数です。 同指数は、Alerianの登録商標であり、Alerianからの使用許諾に基づき使用しています。

・基準価額、基準価額(分配金再投資)は、1万口当たりであり、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

■上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。 また、税金・手数料等を考慮しておりません。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

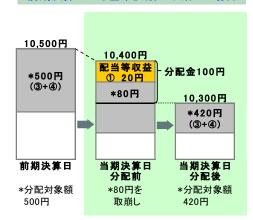
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わな

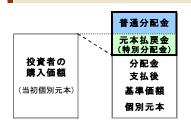
かった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収 益 調 整 金 : 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするため

に設けられた勘定です。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は 実質的に元本の一部払戻し とみなされ、その金額だけ個 別元本が減少します。 また、元本払戻金(特別分配 金)部分は非課税扱いとなり ます。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普 通 分 配 金 :個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。 (注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

購入時手数料に関する留意事項

お客さまにご負担いただく購入時手数料の具体例は以下の通りです。販売会社によっては金額指定(購入時手数料を含む場合と含まない場合があります)、口数指定のいずれかのみのお取扱いになる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

[金額を指定して購入する場合](購入時手数料を含む場合)

例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、100万円の中から購入時手数料(税込)をご負担いただきますので、100万円全額が当該ファンドの購入金額となるものではありません。

[口数を指定して購入する場合]

例えば、基準価額10,000円(1万口当たり)の時に100万口ご購入いただく場合、購入時手数料=(10,000円÷1万口)×100万口×手数料率(税込)となり、100万円と購入時手数料の合計額をお支払いいただくことになります。

追加型投信/海外/その他資産

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ファンドの特色

特色1 主にエネルギーや天然資源に関連するMLP*1等を主要投資対象とします。

- ・各ファンドは、USエネルギーMLPファンド*2(以下、「USMLPF」ということがあります。)への投資を通じて、主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等*3に投資を行います。
- 各ファンドは、マネー・プールマザーファンドへの投資も行います。
- *1 米国で行われている共同投資事業形態のひとつであるマスター・リミテッド・パートナーシップの略称です。
- *2 USMLPFは、米ドル建のケイマン籍投資信託証券で、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーが運用を行います。
- *3 MLP等には、MLPの出資持分のほか、MLPと実質的に同様の経済的な特徴を有するLLC(リミテッド・ライアビリティー・カンパニー)の出資持分、MLPに投資することにより主たる収益を得る企業の株式、およびMLPに関連するその他の証券を含みます。 なお、当ファンドにおいて、「MLP」とは、「MLP」および「MLPの出資持分」の両方をいいます。
- また、当ファンドにおいて、「MLP」には、上記のようなLLCを含めることがあります。 ※エネルギーや天然資源関連以外のMLP等にも投資を行う場合があります。

特色2 「為替ヘッジあり」および「為替ヘッジなし」の計2本のファンドで構成されています。

- ・「為替ヘッジあり」は、外貨建(米ドル建)資産について、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。
- ・「為替ヘッジなし」は、外貨建(米ドル建)資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
- ※販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングの取扱いを行う場合があります。

【スイッチング】各ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別の各ファンドの購入の申込みを行うことをいいます。

■ファンドのしくみ

当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。 <投資対象ファンド>

USエネルギーMLPファンド

マネー・プール マザーファンド

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ・毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配方針
- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。 (ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)
- ・原則として安定した分配を継続することを目指しますが、基準価額水準や分配対象収益を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行う ことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

追加型投信/海外/その他資産

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの<u>運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。</u>

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む ことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的に主にエネルギーや天然資源に関連するML P等に投資を行います。そのため、投資対象の事業から得られる収入、MLP等の市況、市場金利の変動等の影響を受け ることとなり、MLP等の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

<為替ヘッジあり>

<為替ヘッジなし>

為替変動 リスク 主に米ドル建の外国投資信託に投資しますので、為替変動リスクが生じます。米ドル建資産(外国投資信託)については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、設定や解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

また、円金利が米ドル金利より低い場合、円と米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

主に米ドル建の外国投資信託に投資しますので、米ドルが円に対して強く(円安に)なれば基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば基準価額の下落要因となります。

流動性 リスク

実質的な投資対象であるMLP等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向やMLP等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入れているMLP等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。一般的に、MLP等は株式等に比べ市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

特定の 事業への 集中投資 リスク

当ファンドは、実質的に主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等に集中的に投資を行います。

そのため、エネルギーや天然資源の需給関係、技術進歩、経済的・政治的事由および戦争・テロ等の影響を受け、MLP等の価格が変動した場合には、当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

MLP固有 のリスク

- ・MLPは、一般的に収入の大部分を出資者に分配するため、内部留保される資金額が限定されます。新たな事業への投資にあたっては、外部から資金を調達する場合があり、財務内容が良好でないと判断されたMLPは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
- ・MLPの経営陣等による事業の運営管理手法等が、MLPの収益力や財務内容の悪化を招きMLPの価格形成等に影響を与えることがあります。

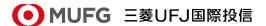
上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

追加型投信/海外/その他資産

投資リスク

■その他の留意点

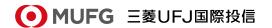
- ≪米国のMLP保有に伴う外国投資信託における税務手続きについて≫
- ・当ファンドが投資する外国投資信託(本項において「外国投資信託」といいます。)が籍を置くケイマン諸島は、米国との間に租税条約がなく、外国 投資信託の行う米国への投資による収益について軽減税率は適用されません。
- ・米国の連邦税法上、MLPは一般的にパートナーシップとして扱われ、MLPの段階では連邦所得税が課税されず、MLPを保有する各パートナー (出資者)の段階において課税されます。なお、外国投資信託の保有するMLPが今後または過去に遡及して米国連邦税法上のパートナーシップ としてのステータスを失うことにより、外国投資信託のMLPへの投資による収益の減少をもたらす可能性があります。
- ・外国投資信託は保有するMLPのパートナーとして、その持分に応じて、MLPの収入、損失、費用等が割り当てられ、MLPからの分配金の受取りの有無にかかわらず、課税所得となる米国実質関連所得に対して以下の税金がかかります。
 - 〇米国連邦所得税(米国実質関連所得に対して最大21%)
 - ○州税、その他の地方税
 - 〇米国支店利益税(米国実質関連所得から米国連邦所得税を控除した額に対して30%)
 - ※米国支店利益税の課税対象額は、外国投資信託の純資産のうち米国に投資される部分の増減によっても変動します。
- 過去の実績においては、MLPからの収入の大部分は減価償却費等の費用や損失等で相殺され、米国実質関連所得は比較的抑えられてきました。しかしながら、米国実質関連所得は様々な理由で変動します。例えば、保有するMLPの投資活動の大幅な減速による減価償却費の減少は、 米国実質関連所得の増加につながる可能性があり、この米国実質関連所得の増加は外国投資信託における支払い税額の増加と純資産の減少につながります。
- ・外国投資信託における上述の税額は、税務申告することで初めて確定します。外国投資信託では、MLPからの分配金に対して原則として最大21%の税率で源泉徴収されますが、その後、年1回税務申告を行い税額を確定することで、既に源泉徴収されている税と適切な調整が行われます。源泉徴収された金額が確定された税額より多い場合には還付を受け、源泉徴収された金額が確定された税額より少ない場合には追加納税となります。このように、外国投資信託が税務申告を行ったうえで確定される税額は源泉徴収された金額と異なることがあるため、税額が確定した時点において外国投資信託の純資産が変動し、この結果、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・なお、MLPからの分配金のうち、投資元本の払戻しに相当する部分については、これによって外国投資信託におけるMLPの取得原価が引下げられ、将来の譲渡益の増加につながる可能性があります。
- ※《米国のMLP保有に伴う外国投資信託における税務手続きについて》は、2019年10月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものです。 現地の税制が変更された場合等には、税率等が変更になることがあります。
- ・実質的な投資対象であるMLP等に適用される法律や税制、規制が変更されたり、新たな法律や税制、規制が適用された場合には、当ファンドの 基準価額が影響を受けることがあります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。



追加型投信/海外/その他資産

手続•手数料等

■お申込みメモ				
購入単位	販売会社が定める単位/販売会社にご確認ください。			
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。			
換金単位	販売会社が定める単位/販売会社にご確認ください。			
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額			
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。			
申込不可日	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください			
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。			
換金制限	各ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。			
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、信託金の限度額に達しない場合でも、運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。			
スイッチング	各ファンド間でのスイッチングが可能です。 ※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。 スイッチングを行う場合の手続・手数料等は、販売会社に確認してください。			
信託期間	2023年6月9日まで(2013年6月28日設定)			
繰上償還	各ファンドについて、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、または各ファンドの受益権の総口数の合計が20億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 なお、当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当ファンドは繰上償還となります。			
—————————————————————————————————————	毎月13日(休業日の場合は翌営業日)			
収益分配	毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。			
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。			



追加型投信/海外/その他資産

手続•手数料等

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入価額に対して、<u>上限3.30%(税抜 3.00%)</u>(販売会社が定めます) 購入時手数料

(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)

信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に<u>0.3%</u>をかけた額

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

日々の純資産総額に対して、<u>年率1.1880%(税抜 年率1.0800%)</u>をかけた額

※日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時に各ファンドから支払われま 各ファンド

す。

投資対象ファンドの純資産総額に対して、年率0.92%程度 運用管理費用 投資対象とする

(信託報酬) 投資信託証券 (マネー・プール マザーファンドは除きます。)

各ファンドの純資産総額に対して、<u>年率2.1080%程度(税抜 年率2.0000%程度)</u>

実質的な負担 ※各ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報

酬率です。

監査法人に支払われる各ファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を

海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても各ファンドが負

その他の費用・ 手数料

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※監査費用は、日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時に各ファンドから支払われます。

※投資対象とする投資信託証券における信託(管理)報酬率を含めた実質的な信託報酬率について、信託財産に関する租税、組入れているMLP 等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、外国投資信託証券のファンド設立に係る費用、 法律関係の費用、税務処理に関する費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等は確定していないことなどから、 実質的な信託報酬率には含めておりません。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、各 ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ず ご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等 に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等 や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、 預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資 者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

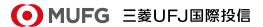
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会:一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> https://www.am.mufg.jp/ くお客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等) 三菱UFJ信託銀行株式会社



販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称:米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)

ファント名称: 米国エネルキーMLPオーノン(毎月決算型)								
商号		登録番号等	日本証券業 協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会		
阿波証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第1号	0					
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	0					
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	0		0			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	0		0	0		
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	0					
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	0	0		0		
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0		0			
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	0					
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	0					
大万証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第14号	0					
株式会社千葉興業銀行(為替ヘッジなしのみ取扱)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	0					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	0		0	0		
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	0					
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第11号	0					
西村証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第26号	0					
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	0			0		
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第52号	0					
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	0		0			
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	0		0	0		
株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	0		0	0		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)								
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	0		0			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	0	0	0	0		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0		
ワイエム証券株式会社(為替ヘッジなしのみ取扱)	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	0					